

# 4月1日から 三好町職員倫理条例を施行

▶問い合わせ＝人事課 ☎(32)8351 FAX(32)2165

— 職員と仕事上の利害関係者との贈与・飲食などを条例で規制 —



この条例では、職員が仕事上の利害関

## ◆条例の内容

町の一般職員全員が対象となります。

## ◆対象となる職員

職員が、町民の皆さんから疑惑や不信を招くような行動をとることを未然に防止し、行政全体に対する信頼を確保することを目的としています。

## ◆条例の目的

三好町では、行政に対する町民の皆さんの信頼をより確かなものとするため「三好町職員倫理条例」を制定し、4月1日より施行しました。この条例は、職員が公務を公平に行うため、守らなければならぬ倫理上の基準・心構えを定めたものです。

## ●禁止される行為

|       |   |
|-------|---|
| 贈与    | 金銭・物品・不動産の贈与（せんべつ・祝儀・香典・供花など）を受けること<br>※香典・供花は、社会通念上の儀礼の範囲を超えるものに限りません  |
| 貸し付け  | 金銭の貸し付け、無償で物品、または不動産の貸し付けを受けること   |
| 役務の提供 | 無償で役務の提供を受けること（タクシーによる送迎など）   |
| 譲り受け  | 未公開株式を譲り受けること<br>※未公開株式は、一般には入手が困難であり、利害関係者との間に通常ではない関係が存在すると疑惑、不信を招くため |
| 供応接待  | 「供応」＝席を設けての飲食物の提供<br>「接待」＝旅行・ゴルフ・映画・観劇など                                |
| 飲食    | 一緒に飲食をすること（職員が自己の負担をするか否かを問わず禁止）  |
| 遊技    | 一緒に旅行・ゴルフ・遊技（マージャン・パチンコ・ポーカー）をすること<br>※公務のための出張は除きます                    |

係者との間で行う行為のうち、禁止される行為、禁止されない行為をはっきりと区別しています。それぞれの主な内容については、左表のとおりです。  
利害関係者とは町の補助金などの交付を受けたり、工事・物品購入などの契約を行ったりする町内外の法人や個人で、職員の仕事上、直接関係のある人のことをいいます。これらの人々と職員の間では、利益、または不利益などの利害関係が発生する場合があるため、利害関係者とされます。

## ●禁止されない行為

|   |
|---|
| ●利害関係者から、広く一般に配布される宣伝用物品や記念品などの贈与を受けること   |
| ●多数の人が出席する立食パーティーで、記念品の贈与を受けること   |
| ●職務として利害関係者を訪問した際、利害関係者から提供される物品を使用すること   |
| ●職務として利害関係者を訪問した際、利害関係者から周囲の交通事情などにより提供される自動車を利用すること  |
| ●職務として出席した会議などで、利害関係者から茶菓子の提供を受けること   |
| ●多数の人が出席する立食パーティーで、利害関係者とともに自己の費用を負担して飲食をすること   |
| ●職務として出席した会議などで、利害関係者から簡素な飲食の提供を受けること、またはともに簡素な飲食をすること<br>※簡素な飲食とは、昼食2,000円程度まで、夜間4,000円程度までのこと |
| ●職務として出席した会議で、倫理監督者（助役）の許可を得たうえで、自己の費用を負担して利害関係者とともに簡素な飲食以外の飲食（昼食2,000円程度以上、夜間4,000円程度以上）をすること  |
| ●職務外で公共的団体との意見交換などのため、倫理監督者の許可を得たうえで、自己の費用を負担してともに飲食をすること                                       |
| ●私的な関係（学生時代の同級生・親族関係など）のある利害関係者との間で、町民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合                                   |

なお職員がこの条例に定めている禁止行為を行った場合は、地方公務員法に基づき処分が適用されます。

## ◆条例に違反した場合

皆さんへのお願い

職員が正しい倫理観を持つことが何よりも重要ですが、同時に利害関係になりうる町民の皆さん、また仕事上で関係のある皆さんのご理解も必要となりますので、ご協力をお願いします。